

フリーランス・委託・実績報酬で働く人のための個人加盟労組  
連合ユニオン東京・委託労働者ユニオン

## インディユニオン ニュース Vol 3 2013年4月号

### 報酬の支払いを求めて東京都労働委員会へ提訴

#### 労働委員会へ提訴 当たり前の権利を求めて

昨年末に開かれた連合ユニオン東京の定期大会では、当労組をはじめ、様々なユニオンが参加しました。

景気は回復基調にあるとされていますが、我々フリーランスを取り巻く環境は、依然として厳しいものがあります。未払いや契約打ち切りなどの労働問題が発生すれば、自分で解決しなければなりません。多くのフリーランスの方が泣き寝入りしてきた事案を、組合

員の団結で解決してきたことは、当ニュースでもご紹介してきた通りです。しかしながら、委託労働者に仕事をさせた上で、「雇用した覚えはない」とうそぶいて報酬の支払いを行わず、労働基準法のグレーゾーンを突いた抗弁を行う企業も存在します。

当然ながら、到底承服できるものではありません。我々は、組合員を労働に従事させながら報酬を支払わず、また、団体交渉にも応じない企業は労働委員会へ

**報酬の未払いなど労働相談を受け付けています。組合員以外の方もお気軽にご相談ください。  
メール・電話での相談は随時。(留守番電話につながる際は、メッセージを残してください)  
東京近郊の方は、連合東京(田町交通会館2F)などで労働相談を行っています。まずは連絡を**

提訴する形で解決を図ってきました。労働委員会とは、裁判所に準じた形式で、労働者側、企業側、そして両者の意見を判断する三者で成る公的な第三者機関で、労働問題の公平な解決を勧告・審判する公的な第三者機関です。この日、医療機器の販売について、事実上雇用状態にあると思料される組合員に対して、未払い報酬の支払いを企業側に申し立てるため、前田執行副委員長立ち合いのもと、2名の組合員が東京都労働委員会へ、申し立てを行いました。



申し立て前の確認を行う前田執行副委員長と組合員  
東京都庁の労働委員会にて

#### 連合内ユニオン・本紙をご覧の皆様へお願い

当ユニオンは、フリーランスとして活動するスペシャリスト集団です。制作物やイベント運営をご検討でしたら、単体・クロスでのお仕事受注の御相談を承らせていただいております。また、委託労働者へのお仕事の依頼をご検討でしたら、各種業種の経験のある組合員をご紹介させていただきます。お気軽にお問い合わせください

ライター・編集/デザイナー(印刷物制作全般)/音楽制作/映像制作・アナウンス/各種イベント運営/料理・飲食サービス その他の業種や作業の委託についても御相談下さい

発行 連合ユニオン東京委託労働者ユニオン(インディユニオン)

発行所 〒108-0023 東京都港区芝浦3-2-22 田町交通ビル2階  
代表電話 03-5444-0510 (09:30~17:30)

<http://www.indy-union.org/>

労働相談専用 090-9329-6080

相談メールは [otolawase@indy-union.org](mailto:otolawase@indy-union.org)

我々の活動にカンパ・寄付金をお寄せください

銀行名 ゆうちょ銀行

店番 008 預金種目 普通1646922